

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第20号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。